

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第4号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第16条中「向島秀蓮小中学校教育企画推進室」を「京都京北小中学校教育企画推進室」に、「京北地域小中一貫教育校教育企画推進室」を「新定時制高校開設準備室」に改める。

第17条指導部の款向島秀蓮小中学校教育企画推進室の項及び京北地域小中一貫教育校教育企画推進室の項を次のように改める。

京都京北小中学校教育企画推進室

(1) 京都京北小中学校の教育に係る企画に関すること。

新定時制高校開設準備室

(1) 新たに設置する定時制の課程を置く高等学校の開設準備に関すること。

第19条第7項の表生涯学習部の項中「施設運営課長」を「施設運営課長 図書館運営課長」に改め、同条第8項の表指導部学校指導課の項中「企画係長」を「企画調査係長」に、「高校教育係長 小中一貫教育・学校運営企画係長」を「高校教育係長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)